

有効期間延長申請の手続きについて

※ 平成21年4月1日以降に、教員免許状をはじめ授与された方のうち、免許状更新講習の受講対象者で、やむを得ない事由により更新講習の課程を修了できないと認められる場合の、有効期間延長申請手続きの説明です。

次の「1 手続きにあたって必要な書類」を整備のうえ、定められた期間内に免許管理者へ申請してください。

1 手続きにあたって必要な書類

必要な書類等	摘 要
・(様式) 有効期間延長申請書	申請の際には、申請書下部の「証明者記入欄」に延長事由に該当することの証明(2ページ目)を忘れずに受けてください。
・手数料 1,700円 (北海道収入証紙による納付)	・道内公立学校(園)の正規教員(札幌市立学校を除く)は、北海道収入証紙を、別添の「収入証紙ちょう付用紙」に貼付してください。 ・上記以外の場合、北海道収入証紙を、「有効期間延長申請書」の右上にある「北海道収入証紙貼付欄」に貼付してください。
・免許状の写し又は授与権者が発行する授与証明書(原本)	免許状の写しは、両面コピー(裏面に記載がないものについては、表面のみで可。)し、余白に申請者が原本証明を行ってください。 (例「この写は原本と相違ありません。平成 年 月 日 氏名 印」)
・返信用封筒(140円切手貼付) ※公立学校(園)の現職の正規教員は不要。	・A4サイズが折らずに入る封筒(角2型)に、証明書の送付先(所属所等)の郵便番号、住所及び氏名を正確に記入してください。なお、書類に不備等がある場合には、返送用の封筒とさせていただきます。
(必要に応じて添付) ・戸籍抄本	添付する書類の氏名、本籍地(都道府県名)が現在(有効期間延長申請時)の内容と異なる場合に必要です。(変更経緯の分かるもの。)
(必要に応じて添付) ・「有効期間更新証明書」の原本又は「有効期間延長証明書」の原本	以前に新免許状の更新又は延長の申請をしている場合に必要です。 この証明書の原本を添付する場合は、証明書に記載されている免許状の写し(又は授与証明書)は添付不要です。 証明書発行以降に取得した免許状がある場合は、追加取得した免許状の写し(又は授与証明書)も添付してください。

2 留意点

有効期間満了日の2か月前までに免許管理者(北海道内に居住されている方は、北海道教育委員会)へ申請することが必要です。

(有効期間満了日が平成32年3月31日の場合は、平成32年1月31日(必着)までの間に免許管理者(北海道内に居住されている方は、北海道教育委員会)へ申請しなければなりません。)

当職で申請を受理してから、月締めの2ヶ月後に、証明書を送付します。

なお、大学新卒者の一括申請事務のため、2月16日から3月24日までの期間は、授与証明書以外の申請を受け付けておりません。

この期間に郵送により提出のあった申請書類のうち、書類が整備されているものは保管し、3月25日以降に受理することとなりますので、ご了承願います。

3 送付先(免許管理者)

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁総務政策局教職員課免許グループ

(注意) 現職の教員(正規職員に限る)の方は、直接、こちらへ提出せず、学校長経由で提出するようにしてください。学校(園)からの送付先については、3ページ目を参照してください。

・延長事由の証明

(新免許状所持者(平成21年4月1日以降にはじめて免許状を授与された者)の場合)

延長事由		指導改善 研修中	休職、病気休 暇、産休、育 休又は介護休 暇	在外教育施設 ・外国の教育 施設等で教育 に従事 外国の地方公 共団体の機関 等に派遣	専修免許状を 取得するため 大学院の課程 に在籍 ※1	教員となった 日から有効期 間の満了の日 までの期間が 2年2月未満	
申請者の区分							
※2 (教育の職にある者) 校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 実習助手 寄宿舍指導員 学校栄養職員 養護職員	(教育職員) 主幹教諭、主幹保育教諭 指導教諭、主幹指導教諭 教諭、保育教諭 助教諭、助保育教諭 養護教諭 養護助教諭 栄養教諭 講師	市町村立 学校・幼 稚園	任命権者	校長(園長) (校長(園長) 本人の場合は 市町村教育委 員会)	任命権者	校長(園長) (校長(園長) 本人の場合は 市町村教育委 員会)	任命権者
	市町村立 幼保連携 型認定こ ども園	任命権者	園長 (園長本人の 場合は市町村 長)	任命権者	園長 (園長本人の 場合は市町村 長)	任命権者	
	道立学校	任命権者	校長(校長本 人の場合を含 む。)	任命権者	校長(校長本 人の場合を含 む。)	任命権者	
	国立学校 ・幼稚園		校長(園長) (校長(園長) 本人の場合は 法人の長)	法人の長	校長(園長) (校長(園長) 本人の場合は 法人の長)	法人の長	
	私立学校 ・幼稚園		校長(園長) (校長(園長) 本人の場合は 法人の長)	法人の長	校長(園長) (校長(園長) 本人場合は法 人の長)	法人の長	
	私立幼保 連携型認 定こども 園		園長 (園長本人の 場合は法人の 長)	法人の長	園長 (園長本人の 場合は法人の 長)	法人の長	
	共同調理 場に勤務 する学校 栄養職員		場長の証明 (場長本人の 場合は市町村 (組合を含む。) 教育委員会)		場長の証明 (場長本人の 場合は市町村 (組合を含む。) 教育委員会)		
指導主事又は社会教育主事施行細則 第15条に定める者		任命権者 (各所属長)	任命権者	任命権者 (各所属長)			
国・地方公共団体の職員又は学校法 人の役員・職員等で、施行細則第16 条に定める者		任命権者 (各所属長) 又は雇用者	任命権者 又は 雇用者	任命権者 (各所属長) 又は雇用者			
平成20年文部科学省告示第163 号に定める者		任命権者 (各所属長) 又は雇用者	任命権者 又は 雇用者	任命権者 (各所属長) 又は雇用者			

※1 証明者は、申請者が法第9条の3第3項第1号の「教育の職」にあることの証明を行う。

この申請については、大学院の課程に在籍していることの証明として、「在学証明書」が必要。

※2 申請者の区分(教育の職にある者)のうち、実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員、養護職員については、新免許状の場合のみ該当。(旧免許状の場合は、受講義務者でなければ延期できない。)

・学校（園）からの送付先について

区 分		経 由 機 関				授与権者	摘 要
1	道立学校の教員 (正規教員に限る。)	申請者	→ 学校長	_____	_____	→ 北海道教育委員会	道立学校長において手数料を受理
2	市町村立学校(幼稚園)の教員 (正規教員に限る。) (札幌市を除く)	申請者	→ 学校長	→ 市町村教育委員会	→ 教育局長	→ 北海道教育委員会	教育局長において手数料を受理
3	札幌市立学校(幼稚園)の教員 (正規教員に限る。)	申請者	→ 学校長	→ 札幌市教育委員会	_____	→ 北海道教育委員会	
4	大学附置の国立学校(幼稚園)の教員 (正規教員に限る。)	申請者	→ 学校長	_____	_____	→ 北海道教育委員会	
5	私立学校(幼稚園)の教員 (正規教員に限る。)	申請者	→ 学校長	_____	_____	→ 北海道教育委員会	
6	上記1～5以外の者 期限付教員、事務職員、 実習助手、学校栄養職員、 認定こども園の園長・保育教諭 (公立も含む)等	申請者	_____	_____	_____	→	